

「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」設置要綱

(設置目的)

第 1 条 みずほ総合研究所株式会社（以下「受託者」という。）が国土交通省都市・地域整備局（以下「委託者」という。）より受託した「官民連携による下水道資源有効利用促進のための手法検討業務」（以下「本調査」という。）は、官民連携による下水道資源有効利用促進のための新たな制度的枠組み等について検討を行うものである。本調査実施にあたり、調査検討の内容やその結果等について専門的な見地から助言を得る場として、官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 本委員会は次に掲げる調査内容及び調査結果について課題などを指摘し、必要な助言を行う。

- (1) 官民連携による下水道資源有効利用促進のための制度的枠組みの検討
- (2) 下水道資源の種類に応じた有効利用促進のためのルールの検討

(本委員会の構成)

第 3 条 本委員会は、官民連携や下水道資源に関する専門的知識を有する者から、受託者が委嘱した 14 名の委員によって構成する（別表参照）。

- 2 委員の任期は、原則として平成 23 年 2 月 28 日までとする。

(本委員会の招集)

第 4 条 本委員会の開催は、受託者が招集する。

- 2 本委員会は、原則 3 回開催する。
- 3 本委員会は、委員以外の者を傍聴させ、必要に応じて意見を求めることができる。

(委員長等の選任)

第 5 条 本委員会では委員長を選任する。

- 2 委員長は、議事を進行する。
- 3 委員長は、必要に応じて副委員長を選任することができる。
- 4 副委員長は、やむをえない場合には、委員長に代わり、議事を進行することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、秘密情報につき秘密保持および情報管理を行う。なお、本要綱において「秘密情報」とは以下の各号のものをいい、秘密情報の加工物、複写・複製物を含む。

- (1) 個人情報の保護に関する法律に定める個人情報（公開情報を含む。以下「個人情報」という）
 - (2) 委託者または受託者が秘密情報として指定した非公開情報（以下「顧客情報」という）
- 2 委員は、法令等の規定により提出を求められた場合を除き、秘密情報を第三者に開示、提供または漏えいしてはならない。ただし個人情報に該当しない顧客情報については、本要綱に違反することなく公知となった場合には、この限りではない。
- 3 委員は、秘密情報への不当なアクセスまたは秘密情報の漏えい、毀損、滅失の危険に対し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。
- 4 委員は、秘密情報を、本調査の目的以外に、利用、加工、複写・複製してはならない
- 5 委員は、委員の任期が終了し、または本調査の目的が消滅した場合は、受託者の指定する方法により、秘密情報を受託者に返却、廃棄または消去する。
- 6 本条に定める内容は、本契約の終了後においても有効に存続する。

(会議の議事録)

第 7 条 議事録は、受託者が記録する。

- 2 議事録は、次に掲げる内容を記載する。
- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 議事の概要
 - (5) その他必要な事項
- 3 議事録は、調査報告書として受託者が委託者に提出する。

(庶務)

第 8 条 本委員会の庶務は、受託者が処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか本委員会の運営に必要な事項は、委員及び委託者との協議のうえ、受託者が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

別表

氏名	所属及び役職
小幡 純子	上智大学法科大学院 院長
安登 利幸	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科 教授
田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授
津野 洋	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 教授
齋藤 利晃	日本大学理工学部土木工学科 教授
松浦 将行	東京都下水道局 計画調整部 計画調整部 部長
渡邊 聡	横浜市環境創造局 施設管理部 施設管理部 部長
城居 宏	大阪市建設局 東部下水道管理事務所 所長
浜口 哲男	神戸市建設局 下水道河川部 下水道河川部 部長
小崎 敏弘	黒部市上下水道部 上下水道部 部長
池島 賢治	社団法人日本ガス協会 常務理事
小林 一朗	社団法人日本下水道施設業協会 専務理事
長谷川 実	社団法人日本熱供給事業協会 政策・企画部会長
武井 宏行	財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター 未利用エネルギー活用研究会

(順不同。敬称略。)